

関係設置者各位

経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課長

三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について（別途指示）

各設置者におかれては、令和4年4月及び5月付「三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について」に基づき、不適切検査のあった変圧器の状態を重点的に確認するとともに、三菱電機株式会社と協力し健全性に係る点検が実施されているところ、その報告方法について通知する。また、今後の調査等により新たな事実が判明した場合には、改めて情報提供や追加の指示を行う。

1. 報告先

各事業場を管轄する産業保安監督部

2. 報告期限

第1回：項目3①・②及び、③のうち、令和4年11月末までに実施分 令和4年12月末

第2回：項目3③のうち、令和4年12月以降に実施分 令和6年2月末

3. 報告内容

別紙に則り、以下の3項目について記載したもの

① 変圧器の電路の絶縁性能

三菱電機株式会社が実施した交流耐電圧試験の結果を、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）が引用する「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 1」に記載の、印加電圧と時間の換算方法を用い、設置時における電技解釈との対応状況を点検した結果

② 変圧器の熱的強度

三菱電機株式会社が実施した温度上昇試験の結果を、電技解釈で引用する「日本電気技術規格委員会規格 J E S C E 7 0 0 2」及び「電気学会電気規格調査会標準規格 J E C 2 2 0 0」における温度上昇限度値の記載事項を踏まえ、設置時における電技解釈との対応状況を点検した結果

③ 現時点での変圧器の健全性

報告対象の変圧器について、「電力用変圧器改修ガイドライン（電気協同研究第65巻第1号）」及び「ガス絶縁変圧器の保守管理（電気協同研究第54巻第5号その2）」に基づくガス分析及び判定基準により、健全性について点検した結果

※本連絡の評価方法と同等以上の保安水準の確保が証明できる技術的根拠がある場合は、その方法により報告することも可とする。

[（別紙）三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器に関する特別点検結果について](#)